

揮発性有機化合物（VOC）排出抑制対策検討会について

1 目的

浮遊粒子状物質（SPM）及び光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出を抑制するため、大気汚染防止法が改正され、本年5月26日に公布された。

これを受けて、VOC 排出施設、排出基準値等同法に規定する VOC の排出抑制制度の実施に当たって必要な事項について中央環境審議会において調査審議されることとなるが、本検討会では、中央環境審議会での調査審議に必要な情報を収集、整理して技術的検討を行うこととする。

2 検討内容

VOC 排出施設、施設毎の排出基準値、自主的取組と規制のベストミックスを実現するための関連事項等

3 検討会の構成（案）

本検討会は環境省環境管理局長の諮問機関とし、施設類型毎の6つの小委員会において検討を進めることとする。検討会委員は、環境工学等に関する学識者、地方自治体担当者及び関係産業界の事業の実態を熟知する者により構成する。

